

弘前大学生生活支援奨学金 募集要項
(特別な事情による生活急変の場合)

令和 5 年 6 月 28 日
選考部会承認

1. 実施主体

国立大学法人弘前大学

2. 対象者

弘前大学学生（非正規学生を除く。）で、特別な事情により生活が急変した者。

3. 貸与額

上限 30 万円を一括交付し、利息は付加しない。

4. 申請

申請は随時行うことが出来るが、貸与は在学中原則 1 回までとする。

貸与希望者は、貸与願（別紙様式 1-2）を弘前大学生生活支援奨学金選考部会に提出する。

5. 選考

面接を実施し、家計、学力、人物等について審査する。

6. 交付

貸与が決定した場合は、貸与願に記載の振込先口座に一括交付する。

奨学金の交付を受けるにあたり、奨学金の返還方法を記載した借用証書（別紙様式 2-2）を提出しなければならない。

7. 返還

貸与を受けた月の翌月から起算して 6 か月を経過した後、一括又は月賦により、在学中に返還を完了するものとする。ただし、貸与を受けた月の翌月から起算して 6 か月を経過することなく卒業期を迎える者で、在学中の返還が困難であると選考部会が認めた場合は、卒業後においても返還できるものとする。

8. 返還の猶予

貸与を受けた者が、やむを得ない事由により返還が困難になった場合は、

願い出によって最長1年間の返還を猶予することがある。ただし、決定した猶予期間満了時においてもなお返還が困難であることが認められた場合は、返還の猶予を更に2年間まで延長することができる。

奨学金の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予願（別紙様式3）にその事由を明記し、選考部会へ提出するものとする。

【問合せ】

学務部学生課生活支援グループ経済支援担当

TEL : 0172-39-3137 / E-mail : seikatsu-emg@hirosaki-u.ac.jp

本奨学金の申請に関して収集した個人情報に関しては、学生支援業務のために利用します。法令に定められた例外を除き、利用者の同意なく第三者に提供にはありません。

なお、学生等に係る個人情報の取扱いについては「弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて」を定め、個人情報を保護しています。